

ひかり健康相談サービス 契約約款

エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社

第1条（約款の適用）

当社は、ひかり健康相談サービス契約約款を定め、これにより ひかり健康相談サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本約款は、本サービスの利用にかかわる一切に適用されます。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者（当社と本約款に基づき本サービスにかかる契約を締結する者をいいます。以下同じ）に対し、事前にその内容について、電子メールの送信もしくは当社ホームページへの掲載、その他当社が適当と認める方法により通知します。

3 前項の通知は、電子メールの送信により行われたときは、当該メールの発信時点で、当社ホームページへの掲載により行われたときは、当該ホームページへの掲載の時点で、契約者に到達したものとみなします。

第3条（利用約款の構成）

当社が所定の方法によりユーザーに通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意、第4条に定める仕様書における技術的な仕様は、名目のいかんにかかわらず本約款の一部を構成するものとします。

第4条（サービス仕様）

本サービスの技術的な仕様は、エヌ・ティ・ティテクノクロス株式会社（以下「NTT テクノクロス」という。）より提供される「ひかり健康相談」の仕様書に基づきます。当社は、仕様書を、予告なく変更することがあります。

第5条（利用契約の成立）

本サービス契約の申込をしようとする者（以下「契約申込者」といいます。）は、当社所定の申込書を提出することによりするものとします。

2. 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を拒絶することがあります。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は、契約申込者に対し、その旨を通知します。

(1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき

- (2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 契約申込者が前項の本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) 契約申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) 本約款に規定する本サービスを利用するために必要な措置が行われないとき

第6条（契約の単位）

当社は、一の種類の本サービスごとに、仕様書において利用単位（当該単位において申込をすることができる本サービスの区分をいいます。以下同じ。）を定めることがあるものとします。この場合、契約申込者は、前条第1項の申込にあたり、特定された利用単位毎に一の本サービス契約を締結するものとします。

第7条（アカウント）

当社は、第5条第1項の利用申込みを承認したときは、契約者に対し、本サービスの利用及び管理に使用するID及びパスワード（本条において「アカウント」といいます。）を付与するものとします。

2. 契約者は、自己に付与されたアカウントの使用・管理に一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、アカウントを、合理的理由無く第三者に利用させないものとします。なお、アカウントを利用した主体の如何にかかわらず、アカウントを用いて行われた行為は全て契約者によって行われたものとして取り扱われるものとします。
4. 契約者は、アカウントが窃用された又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、アカウントの窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

第8条（サービス利用に伴う負担）

本サービスの利用にあたり、契約者側において一定の環境等の用意が必要な場合（設備・機器、ソフトウェア等、電気通信回線を含み、それらに限られません。）、契約者は、契約者の責任と負担においてそれらを用意するものとします。

第9条（契約内容の変更）

契約者は、第6条に定める一契約単位内において、本サービスの変更の申込をすることができるものとします。

2. 第5条（契約の申込）第2項に定める申込の拒絶の規定は、前項の請求があった場合につ

いて準用します。この場合において、同項中「契約の申込」とあるのは「変更の申込」と、「契約申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第10条（契約事項の変更等）

契約者は、第5条第1項で定めた契約申込書の内容に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第11条（権利の譲渡等）

契約者は、第三者に対し、本サービス契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。

2. 契約者は、当社の許諾を得ずに、本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第12条（料金等）

当社は、契約者に対し、「ひかり健康相談料金表」に定める料金表又は申込書に添付される見積書（見積書番号で特定）に定める月額費用並びにこれに対する消費税相当額を、当該料金に係るサービスを提供した月の翌月に請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該請求があった翌月の20日までに当該請求があった金額を支払うものとします。

2. 本サービスの費用は、課金開始日（本サービスに係る申込を受けた後当社が契約者に課金開始日として通知した日）から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。

3. 本サービスの費用は、以下の場合にあっては当社が定める日割計算式（月額料金×その月の契約期間日数／当該月の日数）を適用して算定するものとします。

(1) 課金開始日（本サービスに係る申込を受けた後当社が契約者に課金開始日として通知した日）が暦月の初日以外の日である場合

(2) 解約日が暦月の末日以外の日である場合（最低利用期間満了前になされたものを除きます。）

(3) 契約内容の変更により料金の変更が発生した日が暦月の初日以外の日である場合

第13条（料金等の支払い方法）

契約者は、本サービスの料金を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。

第14条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、6ヶ月とします。ただし、スタートアッププランについては、最低利用期間は1年間、最低利用期間設定2年プランは2年間、3年プランは3年間とします。最

低利用期間設定プランにつきましては最低利用期間経過後、1年ごとの更新で同条件での提供になります。その期間の起算日は、当該利用単位についての課金開始日とします。

2. 最低利用期間内に利用単位の解約があった場合、本サービスの月額費用は、当該利用単位について最低利用期間終了までの利用があったものとして算定されるものとします。

第15条（延滞利息）

契約者が本サービスの利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

第16条（消費税等）

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとする。

第17条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第18条（通信の秘密）

当社は、本サービスにかかる通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条を遵守した取り扱いを行うものとします。

2. 前項にかかわらず、当社、及び本サービスの運営主体であるNTTテクノクロスは、契約者の同意がある場合、第26条（業務委託）に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で公開すること、並びに、契約者の通信態様にサービスの提供上合理的な制約を加えることを含む。）、又は第三者に開示する場合があります。契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

第19条（営業秘密等）

当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第

47号) 上の「営業秘密」として契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報(以下「営業秘密」といいます。)について、第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとします。

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2. 前条(通信の秘密)第2項の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとします。

3. 契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して契約者に開示する場合の当該情報について、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

第20条(個人情報保護)

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
- (2) 本サービスのレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
- (3) 当社のサービスに関する情報(当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む)を、電子メール等により送付すること。
- (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3. 当社が必要な限度において個人情報を本サービスの運営主体であるNTTテクノクロスに提供することを契約者は同意するものとします。

4. 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

また、本サービスの運営主体であるNTTテクノクロスは本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合があります。

5. 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 21 条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第 22 条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 10 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 23 条 (利用の停止等)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) 本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき

2. 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 24 条 (サービスの品質保証又は保証の限定)

本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとし、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないことおよび利用結果を含め、当社は、契約者に対し、本サービスに関する何らの保証も行わないものとします。ただし、サービスの特定の利用単位において仕様書をもって個別具体的な保証又は保証の限定を定める場合があります。

2. 本サービスについて前項の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、当該品質保証の定めに従い、本サービスの利用単位毎に、利用不能にかかる減額の定めに基づき減額するものとします。

3. 本サービスに係る品質保証の定めにかかわらず、当社の責に帰すべき事由により利用単位における本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。）において、当該状態が生じたときから連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」

といひます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用金(当該利用単位に係るものに限る。)の 30 分の 1 を乗じて算出した額を契約者に係る本サービスの料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 2 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

4. いかなる場合であっても、第 2 項及び前項に定める場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。

第 25 条 (サービスの廃止)

当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 5 ヶ月前までに、その旨を通知します。

第 26 条 (業務委託)

当社、及び本サービスの運営主体である NTT テクノクロスは、本サービスの提供上必要となる業務の一部を、当社、及び本サービスの運営主体である NTT テクノクロスが指定する第三者に委託することができるものとします。この場合において、当社、及び本サービスの運営主体である NTT テクノクロスは、契約者に対して負っている義務と同様の義務を、当該委託の範囲において、当該第三者に課すものとします。

第 27 条 (契約者の義務禁止事項)

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本サービスを利用すること。
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用すること。
- (3) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において本サービスを利用すること。
- (4) 契約者の意図にかかわらず、当社の電気通信設備に支障を与え又はそのおそれのある態様で本サービスを利用していることに対し、当社から是正要望があってもなお是正しないこと

第 28 条 (契約者の義務違反)

契約者が、本約款に定める契約者の義務に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第 29 条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を解除することがあります。

(1) 第 23 条（利用の停止等）第 1 項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 1 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第 23 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第 30 条（当社の免責）

当社は、本契約約款において明示的に規定された場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

第 31 条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、本サービス契約の全部又は一部（利用単位毎）を解除することができます。この場合、契約者は、利用単位毎に当社が定める期日までに、当社に通知するものとします。

2. 第 21 条（利用の制限）又は第 22 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、本サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 第 25 条（サービスの廃止）第 1 項の規定により、本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に本サービス契約の全部または一部が解除されたものとします。

第 32 条（利用終了後の措置）

本サービスの契約解除後、当社は、当社の定める時期及び方法により、本サービスの利用により契約者が当社施設設備に存置したデータを消去するものとします。

第 33 条（本約款の優先）

本サービス契約は、当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。

第 34 条（管轄裁判所）

本サービスの利用に係る紛争に関しては、訴額に応じ大阪簡易裁判所もしくは大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

平成 23 年 9 月 1 日

本約款は、平成 23 年 9 月 1 日より効力を有するものとします。

附則

平成 25 年 10 月 10 日

本約款は、平成 25 年 10 月 10 日より効力を有するものとします。

附則

平成 29 年 4 月 1 日

本約款は、平成 29 年 4 月 1 日より効力を有するものとします。